

保育料

令和5年度 釀芳保育所利用料(案)

※令和5年4月中旬に保育料決定通知を配付します。

階層区分		保育所利用料 (月額:円)		国
		桑折町	ひとり親世帯等	
第1階層	生活保護世帯	0		0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0
第3階層 a	市町村民税均等割課税世帯	10,000	4,500	19,300~19,500
第3階層 b	市町村民税所得割課税額 15,000 円未満	17,000	8,000	
第3階層 c	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	19,300	9,000	
第4階層	市町村民税所得割課税額 77,100 円未満	28,000		28,000
	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満			
第5階層	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	30,000		43,900~44,500
第6階層	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	32,000		60,100~61,000
第7階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	35,000		78,800~80,000
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上			102,400~104,000

※保育料は、入所児童と生計をともしする親、または児童を扶養している祖父母の町民税額により算出されます。なお、未申告により町民税額が確定していない場合、保育料を決定することができませんので、必ず申告されるようお願いいたします。また、桑折町へ令和4年1月1日以降に転入した方・住民登録が桑折町以外の方は、以下の書類を必ず提出してください。(未申告・未提出の場合は、最高額(35,000円)の保育料となります。)

転入した方・住民登録が桑折町以外の方の提出書類 ※両親分を提出してください。	
前住所地での所得・課税証明書(コピーでも可)または、市町村民税特別徴収額の決定通知書のコピー	
令和4年1月1日以降に転入した方	申込み時に令和4年度の書類を提出
令和5年1月1日以降に転入する方 住民登録が桑折町以外の方	・申込み時に令和4年度の書類を提出 ・令和4年度の課税額が、6月頃に確定しますので、6月以降に令和5年度の書類を提出

前期(4月~8月分)利用料 → 令和4年度 市町村民税額により算出します。

後期(9月~3月分)利用料 → 令和5年度 市町村民税額により算出します。

※令和5年度の課税額は6月頃に確定します。

※所得課税証明書は過去6か月以内に発行されたものを提出してください。

※令和4年度後期利用料算定時等に、すでに令和4年度所得課税証明書または、市町村民税特別徴収額のコピーを提出し、その後、修正申告等していない方は提出不要です。

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳から5歳児と0歳から2歳児の非課税世帯の利用料が無償となりました。なお、保育所に入所している児童が誕生日を迎え満3歳になった場合の保育所利用料は、無償化の対象となりませんが、幼稚園入園後の幼稚園授業料は対象となります。

減免措置

①同時利用による軽減

同一世帯において、兄弟が保育料軽減対象施設を利用している場合は、年齢の高い順に2人目は表の額から半額、3人目以降は無料となります。

②所得状況に応じた軽減

世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満の場合は、兄弟の年齢にかかわらず年齢が高い順に2人目が半額、3人目以降は無料となります。

③ひとり親世帯等の軽減

1人目が表の額となり、市町村民税所得割課税額が77,100円未満の世帯は、2人目以降が無料となります。

※①②の申請は必要ありませんが、③の場合、必要となります。